

岐南町地域福祉計画策定業務委託に係る業者選定実施要領

1. 趣旨

この要領は、岐南町プロポーザル方式等実施要綱（平成 27 年岐南町告示第 3 号）の規定に基づき、岐南町地域福祉計画策定業務委託の受託者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務名称

岐南町地域福祉計画策定業務委託

3. 業務概要

(1) 業務内容

別紙業務委託仕様書参照

(2) 履行期間

委託契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日まで

(3) 予算

予算額：¥ 3, 1 0 0, 0 0 0 -（予算の範囲内で消費税等を含め適切に見積ること。）

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 岐南町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 過去 3 年以内に市町村地域福祉計画に関する策定業務の実績があること。
- (5) 本業務を主に担当する者（町担当者と業務について協議し、中心となって計画策定業務を行う者をいう。）については、上記（4）の計画業務経験者とする。

5. 提出を求める事項

- (1) 企画提案書（次項 6 による） 7 部
- (2) 実績計画書（直近 5 箇年のもの。アは必須）
 - ア. 他自治体で策定済の地域福祉計画計画書及び概要版 7 部
 - イ. 他自治体で策定済の子ども・子育て支援事業計画書及び概要版 7 部
 - ウ. 他自治体で策定済の障害福祉計画及び概要版 7 部
- (3) 実績表（地域福祉計画実績 ※納品年月を記載） 7 部
- (4) 見積書（業務内訳明細を記載したもの。一式計上はしない） 1 部

6. 企画提案書の作成及び留意事項

- (1) 企画提案書の規格
 - ア. A 4 版縦で横書きとし、書式については特に定めのないものとする。（A 3 版による折込頁の挿入は可とする。）ただし、刷色はモノクロとし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。
 - イ. 次号の項目ごとにインデックスタブを付けること。
- (2) 企画提案書の構成（以下の内容について、明瞭に記載すること）
 - ア. 地域福祉計画の基本的な考え方
 - イ. 業務実施方針及び計画策定のポイント
 - ウ. 策定作業の項目及び内容説明
 - エ. 業務実施体制（本業務を主に担当する者のアピール文含む）
 - オ. 作業工程スケジュールと岐南町との役割分担
 - カ. 情報セキュリティ体制
 - キ. その他独自提案等

7. 提出期限等について

- (1) 日 時 : 平成 30 年 5 月 23 日 午後 4 時まで
- (2) 提出場所 : 〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番地
岐南町民生部福祉課
TEL 058-247-1348 FAX 058-247-1488
E-mail : fukusi@town.ginan.lg.jp
- (3) 提出方法 : 持参又は郵送とする。(※提出時の企画内容説明不可)
※なお、期限までに提出のない場合は選定への参加を辞退したものとみなす。

8. 提案の無効

- (1) 提案者が本プロポーザルに対して 2 以上の提案をしたとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 提案に対して談合などの不正行為があったとき。
- (4) 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき
- (5) その他岐南町があらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9. 審査方法等

- (1) 選定は、提出物をもって書類選考を行い、その内容と見積書を総合的に評価し、最も優秀であると認められた提案者を受注候補者を特定する。
- (2) 最終審査結果については、後日、提案者全員に書面によって速やかに通知する。
- (3) 審査の結果、最も評価の高かった提案者を受注候補者とし、契約締結に向けて協議を行う。協議の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の提案者を受注候補者とする。

10. その他留意事項

- (1) 参加者がプロポーザル参加に要した資料作成などの費用については、参加者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、辞退の申し出があった場合は、当プロポーザルに参加する資格を失う。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書は、業務目的以外の目的には使用しない。

11. 選定の日程

公募開始日	平成 30 年 5 月 7 日 (月)
質疑提出期限	平成 30 年 5 月 11 日 (金)
参加表明書提出期限	平成 30 年 5 月 11 日 (金)
質疑回答期限	平成 30 年 5 月 16 日 (水)
参加資格確認通知期限	平成 30 年 5 月 16 日 (水)
企画提案書等提出期限	平成 30 年 5 月 23 日 (水)
審査委員会開催	平成 30 年 5 月下旬予定
審査結果通知・契約締結	平成 30 年 6 月上旬予定

- ①提案書等の受付後、提出物内容について質疑等を行う場合があります。
- ②各期間については、目安であり、状況によっては日程を変更する場合があります。
- ③質疑、参加表明書及び企画提案書等は公募開始日から提出可能です。